



いと思うのであります。

○谷口彌三郎君　只今われました先のほうの文句のうちに、専門家の人に間違ひのない調剤をしてもらうのであるから、少しくらい便利とかといふよ

おります。併しこれは從来この厚生委員会の席上でも政府の当局者が答弁しておりますのを、その方針に副つて答えたわけであります。

さなければならんというふうに、アナンシサ一が命にかかる大変なことがありますから、足を運ぶくらいのことは、これは考え方であります。如何にも医者の調剤は間違いだけで、而も命にまで関係があるがごとく一般に感じさせるような言葉を使っておられますか、如何ですか。

○ 説明員(中村光三君) 私はそういう

感じを取るためには日中のオーディションであります。受取りようかと思いますが、一般にはそういう印象を與えまいということですべつておるのであります。

○谷口彌三郎君  
のが成立をいたしますというと、医療費が高くなりはせんどううか、どうだらうかといふ質問の場合に、中村課長は、それは医薬の報酬を分析して、例えは診察に対する技術料と或いは処置料とに分けるのであるからして、薬の原価と調剤料は今後薬局のほうでそれに移るいたしましても、別に医療費が上がるようなことはない、医薬を分けるのであるからプラス、マイナスであるというようなことを放送されておるのですが、どうでしようか。  
○説明員(中村光三君) 終りのほうがやはり多少違つておりますて、その原稿を手許に頂いて直して、大体今までの通りプラス、マイナスで、今まで通りになるとと思うという答えをいたして

これを一般国民に周知徹底せしめる仕事を担当しておるところの機関があるのであります。この機関を通しまして放送局から要請がありましたので、それは結構なことであるからということとで、このたび放送をいたしたのでござります。併しながら本日この席で伺つておりますると、私の存じ上げておる範囲内におきましては、調査会におきましても、大体において今谷口委員の御説明の事柄は、大体において現状通りはないであらうといふような答申があるようには実は心得ております。併しながら文書をここに持つておりませんから、或いは多少違つておるかも知れませんが、私は実は率直に申し上げますと、さように心得ておるのでありますて、今課長が申しましたことは、恐らくはその線に沿つて話をせられた。即ちこの委員会等においても、政府がこの原案を上程いたしましたその趣旨の範囲内において話をされたことと、私は解釈いたしておるのであります。

○谷口彌三郎君 私の聞かんとするところは、政府のかたがそれを放送して國民に知らせようとされるなら、まだきまつておらん問題でありますから、両方のことをおつしやるのが正当じゃないかろうか。決定された後ならば、それはこのようにまとめておつしやはるが、それは無論のことであります。が、まだ決定されおりませんときに、一方だけの申し分を取上げてそれを放送するということは、余りにも偏見でないでしようか。それがどうもよくないことじやないかということをお尋ねねてゐるのであります。

○政府委員(平澤長吉君) 只今質疑応答のございましたのを、途中からでござりますが、私も承わつたのであります。が、私はこの法案が谷口委員のおつしやられるように、決定いたしましたことを普及宣伝するということになつて、現に上程せられておりますところの法案でありますから、その法案の内容の説明といふとおいては私は差支えないと存じます。併しながら、この法案の内容といふのは如何なるものであるというこの説明について、これは公務員とすればあり得るはずがないと思います。併しながら、この説明をすることは、全体に知らせる上に上げる次第でござります。

○谷口彌三郎君 無論公務員として説明

おいて非常に悪いことがあります。少し私の繰返して申上げますことは、方のものだけを賣うて、ほかのほうのことは言わん、言換えれば、医療費が上る、上がるか下るか賣うときには、或る方面から調べたところでは上ると云うておる、或る方面からは、別に変らない、プラス、マイナスになると言ふておる、それを只今国会において検討されておるのであるというようなふうに放送をして頂くことが、政府としてのやり方はそれが当たり前じやなからぬかと、こう存じて、又何回も繰返しておるわけです。

たところの基準といふものは、その調査会に結論が得られましたということを、つて以ていたしたのでございまして、それをするから、その内容において、それに近いことを申上げたのじやないかと私は考えますが、偏見等であつていたし、するといふことは公正妥当を欠くことであるといふことです。そういう点につけては、私は非常に遺憾の意を表せます。私は只、即ちその範囲内におけるところのお話であるかのごとく私は承わつておるのを聞いた範囲内においては、盛られましたところの案のよつて立つゆえん、あるが、併し仰せられたごとく、何人が考えましても偏見を持つて話をされたということがありますとすれば、それは公務員として思われるも甚だしい、かように私は存じ上げる次第であります。

○有馬英二君　只今放送について谷口委員から質問がありました。それについて又政務次官から御答弁がありましたが、私は何と言いましょうか、研究をされていない、甚だ未熟な研究基礎によつてこういう法案を出したというふとを、私は非常に遺憾に思うのであります。従つて只今の放送のような、甚だ不謹慎な態度を政府当局の一員が行なうということとそれ自身、これは政府当局がこの法案の成立つ提出までの経過、それによつて起るところの法案の起草、そういうことについてもつと慎重にしなければならんと私は思うのであります。そういう点について只今の放送が誠に我々遺憾である、不謹慎であったと私は思うのであります、こういつた点について政務次官に御所信を伺いたいと思います。

検討をいたして、この成案を得て出しました。おなつもござります。なお又第二段の、政府の公務員が発言について特別な意図を以てしたかのようないふせられでござりますが、若しさような特定した意図によつてやるといふようなことがあります。併しながら事実を調べまして、さようなことは決してあらしめざるよう心がけなければならぬものと、私現に決心をいたしておるのであります。併しながら私どもは、そういう特別な意図を以てしたことは、実は先ほど谷口委員に申し上げましたように、ないことと信じておりますのであります。十分それらのことについては、本席のみならず、私も役所の責任といたしましても、なご検討いたして見たいと存ずる次第でございます。

○委員長(山下義信君) この問題は、あとで同じような問題が起きましたときのことにも関係いたしますから、私が、中村築事課長は先ほどの御答弁の中で、放送局からもつた原稿は、手許でそれを直したという御答弁がありました。が、その原稿はありますか。

○説明員(中村光三君) 今持つております。ませんけれども、役所に帰ればあります。

○委員長(山下義信君) それからその放送は、大体上司の命令で放送したのですか。或いはあなたに直接交渉があつて、上司の許可を受けられましたか。その放送するまでの手続はどういうふうになつておりましたか。

うして広報係では、薬事課長がこれは専門だということで、私のほうに話を流して来たわけあります。それで私は、法典の範囲内においていろいろと趣旨の御説明をすることは、政府の今まで取りきめられた範囲内で話すことには差支えないという私の実は判断で、正式の上司の許可はとらずにいたしました。

○委員長(山下義信君) 薬務局長は、この放送については事前に何も知りませんでしたか。

○政府委員(慶松一郎君) このことにつきましては、只今薬事課長が話しましたように、放送局から厚生省総務課広報係を通じまして話があつたのでござります。で、このことにつきましては、中村薬事課長から私に、こういう放送をするという話がございまして、そこで私は中村薬事課長に、この問題は目下非常に慎重を期すべき問題であるが故に、どうか慎重に且つ客観的にのみ一つ話をするようなどということを申しました。併し私の知つておりました範囲におきましては、中村薬事課長は平素から極めて慎重冷静な人物であります。従いまして、その意味で同課長が放送されますことにつきましては、当時私は大体その範囲、即ち課長も申しましたように、政府で法案を提出しております。従いまして、その範囲において話をすることについては差支えなかろうと、こう申し伝えた次第でございます。なおこれはすでに政務次官からお話をございました通りに、その時折の時事問題に関するまして、私どもの課長あるいは局員にして適当な能力を有します者

が、これに対しましては、解説なり或いは話なりを放送乃至は原稿に執筆いたしましたことにつきましては、むしろこの次第でございまして、大体におきまして、從来この点間違いはなかつたと私は存じておる次第でございます。

○委員長(山下義信君) 中村課長は、最前上司には相談しなかつたというところでございまするが、今の局長の答弁を食い違いがあるのですますですが、どうしますか、訂正されますか。

○説明員(中村光三君) 私は先ほどは正式な許可是得なかつたというふうに申上げたわけでござります。その意味は、要するにお伺い見たいなもの、役所の正式ないろ／＼の文書その他によつて正式な許可是得なかつた、口頭ではそういう話をしたわけでございますが、許可といふうに御質問がありましたので、いわゆる正式な許可といふものは得おらなかつたと、こういう御返事をしたわけでございます。

○委員長(山下義信君) わかりました。平澤政務次官に伺いますが、国会で審議中の問題は、私どもといたしましては、常識なり、社会通念としまして、これは政治問題であると存じますが、次官の御見解は如何でござりますか。

○政府委員(平澤長吉君) 委員長の通りに私も考えます。

○委員長(山下義信君) 政務次官の最前の御説明の御旨は、私どもよくわかるのでございますが、厚生省の事務官が言論をいたしまする範囲内は、政治問題に及ばないことが國家公務員法の命じておるところではないかと思ふのであります。それでいろいろ、厚生省

の関係職員が広報的に御説明になりますことは、すでに行政府に渡りました問題について御解説なり或いは御説明になるのが至当でありますと、自ら政治問題になつております問題について解説を加え、或いは批評に亘る範囲内ということになりますと、一つの政治論、政治行動に触れる虞れがあるのではないかと思ひます、政務次官の御見解は如何でしよう。

○説明員(中村光三君) 委員長のお話の通り、公務員いたしまして、政治上の問題を批判をいたして、それを放送等いたすということについては、委員長の見解と同様でございます。

○委員長(山下義信君) 本件につきましてはこれを以て終結したものと認めてよろしくござりますか、或いは更に御調査に相成りますか。

〔異議なし〕了承」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) それでは本件はこれを以て終結したものと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) 次は藤原委員から御提出になつております看護婦法の改正に関する厚生省職員の言動について御議題に供します。

○藤原達子君 私は先日質問いたしましたときに、厚生省としては調査をすましたところでお話をございましたので、久下さんからその後の調査の経過をお伺いたしたいのでございます。

○政府委員(久下勝久君) 前回に申上げました通り、衆議院厚生委員会におましても、厚生大臣の調査報告書の提出を要

望せられましたので、その要求に基きまして調査いたしたものが手許にござります。これを基礎にして申上げたいと思います。

○説明員(中村光三君) 本件につきましてはございませんけれども、調査委員を遣して、決裁を経ました上、一昨二十三日に衆議院厚生委員長に報告書を提出いたしました次第でございます。

先ず報告書の内容に入ります前に、報告をいたしました向きと申しますか、やり方につきまして申上げて置きたいと思います。私どもが只今のようないいきませんでしょか……。これを以て終結したものと認めてよろしくござりますか。

〔異議なし〕了承」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) それでは本件はこれを以て終結したものと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) それでは本件はこれを以て終結したものと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) 次は藤原委員から御提出になつております看護婦法の改正に関する厚生省職員の言動について御議題に供します。

○藤原達子君 私は先日質問いたしましたときに、厚生省としては調査をすましたところでお話をございましたので、久下さんからその後の調査の経過をお伺いたしたいのでございます。

○政府委員(久下勝久君) 前回に申上げました通り、衆議院厚生委員会におましても、厚生大臣の調査報告書の提出を要

ます。これが四月の十三日の東京国立第一病院におきます関東信越地区の幹部看護婦講習会におきまして、講習の一項目といたしまして、改正法律の内容の説明をいたしたことがあるのでございました。この第一日に金子看護課長によつて、長時間に亘ると思ひますので、私はどうから出向いて、質疑応答しまして、私のほうから出向いて、質疑応答しません、そこでこの調査につきましては、当時その講習会に出席をいたしました外部の他の看護婦に対しまして、私がどうから出向いて、質疑応答しません、そこまでこの調査につきましては、当時その講習会に出席をいたしました。

○藤原達子君 私は先日質問いたしましたときに、厚生省としては調査をすましたところでお話をございましたので、久下さんからその後の調査の経過をお伺いたしたいのでございます。

○政府委員(久下勝久君) 前回に申上げました通り、衆議院厚生委員会におましても、厚生大臣の調査報告書の提出を要

におきまして、先ほど申上げました、厚生省医務局看護課看護婦係長厚生技官須古都が、改正法によりまする、いわゆる認定講習の予算につきまして質問があつたと思います。

○説明員(中村光三君) 本件につきましては、私どもの調査結果をいたしましたので、個人の立場として説明をいたしましたので、医務局の当該関係者以外の者を以ちまして、正式であります。大体公開の席上で関係者が発言についての調査をしるといううえで、命じまして、調査いたさせましたので、はございませんけれども、調査委員をいたしました限りにおいては、以上の結果を取りまとめまして、決裁を経ました上、一昨二十三日に衆議院厚生委員長に報告書を提出いたしました次第でございます。

先ず報告書の内容に入ります前に、報告をいたしました向きと申しますか、やり方につきまして申上げて置きたいと思います。私どもが只今のようないいきませんでしょか……。これを以て終結したものと認めてよろしくござりますか。

〔異議なし〕了承」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) それでは本件はこれを以て終結したものと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) それでは本件はこれを以て終結したものと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) 次は藤原委員から御提出になつております看護婦法の改正に関する厚生省職員の言動について御議題に供します。

○藤原達子君 私は先日質問いたしましたときに、厚生省としては調査をすましたところでお話をございましたので、久下さんからその後の調査の経過をお伺いたしたいのでございます。

○政府委員(久下勝久君) 前回に申上げました通り、衆議院厚生委員会におまとも、厚生大臣の調査報告書の提出を要

ます。私がどうから全部を縦密に検討いたしました結果、御質問にありました問題について申上げたいと思います。これを基礎にして申上げたいと思います。

○説明員(中村光三君) 本件につきましては、私どもの調査結果をいたしましたので、個人の立場として説明をいたしましたので、医務局の当該関係者以外の者を以ちまして、正式であります。大体公開の席上で関係者が発言についての調査をしるといううえで、命じまして、調査いたさせましたので、はございませんけれども、調査委員をいたしました限りにおいては、以上の結果を取りまとめまして、決裁を経ました上、一昨二十三日に衆議院厚生委員長に報告書を提出いたしました次第でございます。

先ず報告書の内容に入ります前に、報告をいたしました向きと申しますか、やり方につきまして申上げて置きたいと思います。私どもが只今のようないいきませんでしょか……。これを以て終結したものと認めてよろしくござりますか。

〔異議なし〕了承」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) それでは本件はこれを以て終結したものと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) それでは本件はこれを以て終結したものと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) 次は藤原委員から御提出になつております看護婦法の改正に関する厚生省職員の言動について御議題に供します。

○藤原達子君 私は先日質問いたしましたときに、厚生省としては調査をすましたところでお話をございましたので、久下さんからその後の調査の経過をお伺いたしたいのでございます。

○政府委員(久下勝久君) 前回に申上げました通り、衆議院厚生委員会におまとも、厚生大臣の調査報告書の提出を要

ますが、私がどうから全部を縦密に検討いたしました結果、御質問にありました問題について申上げたいと思います。これを基礎にして申上げたいと思います。

○説明員(中村光三君) 本件につきましては、私どもの調査結果をいたしましたので、個人の立場として説明をいたしましたので、医務局の当該関係者以外の者を以ちまして、正式であります。大体公開の席上で関係者が発言についての調査をしるといううえで、命じまして、調査いたさせましたので、はございませんけれども、調査委員をいたしました限りにおいては、以上の結果を取りまとめまして、決裁を経ました上、一昨二十三日に衆議院厚生委員長に報告書を提出いたしました次第でございます。

先ず報告書の内容に入ります前に、報告をいたしました向きと申しますか、やり方につきまして申上げて置きたいと思います。私どもが只今のようないいきませんでしょか……。これを以て終結したものと認めてよろしくござりますか。

〔異議なし〕了承」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) それでは本件はこれを以て終結したものと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) それでは本件はこれを以て終結したものと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) 次は藤原委員から御提出になつております看護婦法の改正に関する厚生省職員の言動について御議題に供します。

○藤原達子君 私は先日質問いたしましたときに、厚生省としては調査をすましたところでお話をございましたので、久下さんからその後の調査の経過をお伺いたしたいのでございます。

○政府委員(久下勝久君) 前回に申上げました通り、衆議院厚生委員会におまとも、厚生大臣の調査報告書の提出を要

もその通りであると考えますし、後には大臣から總括的立意見を申上げますように、別にそれ以外には看護課長の立場の中には、何ら尋ねにあります。そのような国会を説明するとか、或いは法律の改正案は本当の一部改正でございません、よく読んで申上げますと、お干氣になりますのは、こういう発言がいつたのであります。ただその中に若干気になりますのは、こういう発言がいつたのであります。ただその中に若干気になりますのは、こういう発言がいつたのであります。

○説明員(中村光三君) 本件につきましては、私どもの調査結果をいたしましたので、個人の立場として説明をいたしましたので、医務局の当該関係者以外の者を以ちまして、正式であります。大体公開の席上で関係者が発言についての調査をしるといううえで、命じまして、調査いたさせましたので、はございませんけれども、調査委員をいたしました限りにおいては、以上の結果を取りまとめまして、決裁を経ました上、一昨二十三日に衆議院厚生委員長に報告書を提出いたしました次第でございます。

先ず報告書の内容に入ります前に、報告をいたしました向きと申しますか、やり方につきまして申上げて置きたいと思います。私どもが只今のようないいきませんでしょか……。これを以て終結したものと認めてよろしくござりますか。

〔異議なし〕了承」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) それでは本件はこれを以て終結したものと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) それでは本件はこれを以て終結したものと決定いたしました。

○委員長(山下義信君) 次は藤原委員から御提出になつております看護婦法の改正に関する厚生省職員の言動について御議題に供します。

○藤原達子君 私は先日質問いたしましたときに、厚生省としては調査をすましたところでお話をございましたので、久下さんからその後の調査の経過をお伺いたしたいのでございます。

は内容の点から種々無理があるので、近く又改正しなければならないということだけ聞きました。」問、「その他国会の動き、国会側委員の意見等につき説明がありましたか?」答、「国会のはうがどうだ、ということは聞きませんでした。以上の通りに相違ありません。」答「弁者三上勝榮の捺印がございました。本文はこれは衆議院厚生委員会のほうに提出いたしました。

もう一人は済生会中央病院に参りまして、看護婦松本はつゑというかたから、同じ内容を同じような趣旨で質問をいたしたのでござりますが、そのうちの関係ありそうな一部分だけを読んで見ますと、問、「法律制定の経過等についてはどうのような説明がありましたか?」答、「法律改正の動機となつたのは國家試験の問題からであろうとのお話であり、その他甲、乙二本建の点、乙種が仕事の制限を受けている点などから批判が起つたように思われる」と話され、このことは日教組、衆議院、参議院、三協会で始められたものであるというお話をでした。」問、「国会のほうの意向なりについて御批判されるようなことがありますか?」答、「そういうことはありませんでした。」かようなことを松木はつゑさんは申しておるのでございます。

それから最後に昭和二十六年四月二十九日の日本助産婦看護婦保健婦協会の看護婦部会における須古保長の陳述の内容を申上げることにいたします。

これは恐らく部会長をしておった井上澄江さんというかたからだつたと思ひます。

「勿論課長初めて局長の全部、大臣から、この看護婦の補習教育に予算をとることについては全力を盡しますけれども、今申上げましたように、皆さんのおえを根本から変えて頂かなければなりません」ということをはつきり申上げて、それからこの法案も九月に実施するものでございますから、今懸念に研究をいたしております。同時にこの法案が研究会或いはその他の医療組合の圧力によつて通りました法律でございます。それですから、この研究会のかたもそぞうじやありませんか。協会の研究会のかたも又一懸念に御盡力下さいました。若し委員会が通ればよろしいと。ということは、尤も結論はまだ委員会のほうも厚生省のほうも考えなければならん問題でございます。どうぞその点をお考へ頂いて、そうしてみんなで力を合せて、皆が本当に心から自分たちの質の向上のために、又延いては社会の保健衛生のためになるのだ、又これから自分たちの時代より先の時代のためになるのだということを考えて、そしていろいろなことを討議して頂きたいと思います。この機会を與えられましたことを非常に感謝します。」となつておるのでございまして、この発言につきましては、御指摘の通り若干表現で、本人が如何なる趣旨でこれらの発言をいたしましたかということにつきまして、本人の聞き取りをとつたのでございます。その部分だけを朗読いたします。そこで金のうは自ら見んるの後回す。

おいての発言でございますが、このたびは厚生省の職員としてではなく、二協会員として出席いたしておつたのでござります。然るに認定講習の予算についての厚生省の説明を求められましたので、公の意見としてではなく、一協会員として個人的な所見を述べることをあらかじめお断わりをいたして發言を行なつたのであります。その發言におきまして、私が後で気がかりになつた点は、私は認定講習の制度は研究会及び医療組合の熱心な要望によつて生まれたものであるということを申します點でございます。併しこれは研究会及び医療組合の熱心な要望によつて、このよきな制度が誕生したものであるという意味でございますので、御了承願いたいと存じます「云々とありますて、併しすべての發言を通じまして、国会の権威を傷つけますよくなつたことは決して發言しておりません。ただ書類の用い方が適当でなかつたために誤解を招きますようになつたことを重々お詫びいたしますと共に、今後は十分注意いたして發言いたしたいと存じます。かように本人は陳述いたしておるのでござります。なおこの点につきましては、本人の陳述がまだ幾分不十分でありましたので、実は私自身直接本人に、その後この報告書を作りましたあとで質問をいたしましたところ、結局この前後を通じまして、自分としては専ら予算の獲得が非常に困難であるということを言いたかつたのであって、通常の場合にこうしたことを行なったのは、事務的に財務当局と十分に打合せをする暇もなく法律になつてしまふ

かのようにいたしまして、厚生大臣がこれら資料全部を検討いたしました結果、最初に申上げましたように、五月の二十三日に衆議院厚生委員長宛に出しました報告書、総括的な意見の……、これは全文朗読をいたして見たいと思います。「衆議院厚生委員長宛、厚生大臣臨時代理、医務局看護課長及び看護課職員の発言内容に関する調査について。五月十九日衆議院厚生委員会において厚生大臣に要求のあつた標記の件について別紙の通り報告する。」別紙を読みます。

「医務局看護課長及び看護課職員の発言内容に関する調査書」という見出しを付けまして、「厚生省医務局看護課長及び看護課職員が今回の保健婦助産婦看護婦法の一部改正について発言した内容について調査したところ次の通りである。

先ず看護課長の発言についてであるが、看護課長は四月二十八日神田共立講堂で開催された日本助産婦看護婦保健協会総会において、今回の法律改正の経過と要旨について発言したのであって、発言内容の詳細については未定稿のまゝ日本助産婦看護婦保健協会の承認を得て抜萃した総会速記録(別紙第一)、これは先ほど要点だけを読みましたものでございますが、「を

参考されたい。併しこの発言のうち例えれば今回の法律改正があつてもなお未解決の問題があるので、近く法律改正を行う必要があると述べているが、これは看護課長の陳述書（別紙二）の通り。いわゆる既得権者である保健婦助産婦についても看護婦と同様に措置するよりも看護婦を傷つけるようなことはないと思料する。

次に看護課長の発言についてであるが、最近同課員が今回の法律改正について触れたのは、同課の看護係長である須古技官の二回に亘る発言である。

その第一回は四月十三日国立東京第一病院において関東信越地区看護婦指導者講習会において、別紙三の受講者に対し行なつた改正法律に関する説明である。この説明において、須古技官が国会の権威を傷つけるような内容のなかつたことは、本人の陳述書（別紙第四）及び同日の受講者中三上勝榮及び松木はつゑ氏に対する質疑応答（別紙第五、第六）の通りである。須古技官が行つた第二回の発言は、四月二十九日法政大学講堂で開催された日本助看保協会看護婦部会におけるものであるが、この会合において須古技官は、認定講習の予算についての公的説明を求められたので、公的な説明は不可能であり、一協会員として私見を述べることを前提として発言を行なつたのである。この発言のうち、今回の法律改正は、研究会や医療組合の圧力によつて行われたものであるというような部分があるが、これは本人の

産婦についても看護婦と同様に措置するよりも看護婦を傷つけるようなことはないと思料する。

看護課長の発言においても、いやしくも国会の権威を傷つけるようなことはないと思料する。

次に看護課長の発言についてであるが、最近同課員が今回の法律改正について触れたのは、同課の看護係長である須古技官の二回に亘る発言である。

その第一回は四月十三日国立東京第一病院において関東信越地区看護婦指導者講習会において、別紙三の受講者に対し行なつた改正法律に関する説明である。この説明において、須古技官が国会の権威を傷つけるような内容のなかつたことは、本人の陳述書（別紙第四）及び同日の受講者中三上勝榮及び松木はつゑ氏に対する質疑応答（別紙第五、第六）の通りである。須古技官が行つた第二回の発言は、四月二十九日法政大学講堂で開催された日本助看保協会看護婦部会におけるものであるが、この会合において須古技官は、認定講習の予算についての公的説明を求められたので、公的な説明は不可能であり、一協会員として私見を述べることを前提として発言を行なつたのである。この発言のうち、今回の法律改正は、研究会や医療組合の圧力によつて行われたものであるというような部分があるが、これは本人の

産婦についても看護婦と同様に措置するよりも看護婦を傷つけるようなことはないと思料する。

看護課長の発言においても、いやしくも国会の権威を傷つけるようなことはないと思料する。

次に看護課長の発言についてであるが、最近同課員が今回の法律改正について触れたのは、同課の看護係長である須古技官の二回に亘る発言である。

その第一回は四月十三日国立東京第一病院において関東信越地区看護婦指導者講習会において、別紙三の受講者に対し行なつた改正法律に関する説明である。この説明において、須古技官が国会の権威を傷つけるような内容のなかつたことは、本人の陳述書（別紙第四）及び同日の受講者中三上勝榮及び松木はつゑ氏に対する質疑応答（別紙第五、第六）の通りである。須古技官が行つた第二回の発言は、四月二十九日法政大学講堂で開催された日本助看保協会看護婦部会におけるものであるが、この会合において須古技官は、認定講習の予算についての公的説明を求められたので、公的な説明は不可能であり、一協会員として私見を述べることを前提として発言を行なつたのである。この発言のうち、今回の法律改正は、研究会や医療組合の圧力によつて行われたものであるとい

うよりも、この程度の看護婦さんを

陳述書にも明らかな通り、悪意ある発言とは認められない。その他別紙の第七の看護婦部会速記録抜萃（未定稿）に看護課長の発言においても、いやしくも国会の権威を傷つけるような意図があつたとは認められないが、表現に適切を欠くところもあり、一部に誤解を招いたことは遺憾であり、この点については関係者一同に今後の注意を促した次第である。以上が厚生大臣から、衆議院厚生委員長宛に提出いたしました報告書の本文でございます。

以上を以て私の御報告を終ります。

○藤原道子君 私の只今の御報告の中

で、一つ伺つて置きたいことは、済生

会病院、共済会病院の三上勝榮と松木

はつゑ氏をその参考人にお選びになりま

したのは、どういう関係でそのお二人

をお選びになつたか。

○政府委員（久下勝次君） 時日が十分

ございませんでしたので、先ほども申

しましたように、土曜日の午後御要求

がございませんでした。

○委員長（山下義信君） 御質問下さ

ります。

○藤原道子君 それでは金子課長にお

伺いたしますが、国立病院の看護婦

指導者講習会においてお話しになつて、お話

になつたことはございませんか。

○説明員（金子光君） ございません。

私はあの開講式のときには参りましたけれども、講習中には参ります時間

がございませんので行つております。

○藤原道子君 私はこの問題は非常に

重大でございますので、今のお次長から

お話を伺つて、月曜と火曜の二日に亘

しましたように、土曜日の午後御要求

がございませんでした。

○説明員（金子光君） ございません。

私はあの開講式のときには参りましたけれども、講習中には参ります時間

がございませんので行つております。

○藤原道子君 私の聞いておるところ

では東二でお話になつたと聞いてお

りました。

○説明員（金子光君） ございません。

私はあの開講式のときには参りましたけれども、講習中には参ります時間

がございませんので行つております。

○藤原道子君 私は聞いておるところ

では東二でお話になつたと聞いてお

りました。

○説明員（金子光君） ございません。

私はあの開講式のときには参りましたけれども、講習中には参ります時間

がございませんので行つております。

○藤原道子君 私の聞いておるところ

では東二でお話になつたと聞いてお

りました。

○説明員（

おつたはすでござります。関係当局との交渉で非常に困難だということをお伺いした。それから今一つは、助、看、保協会の、只今久下さんから御報告のあつた通り、自分で云々ということをごさいますが、そのときに須古さんがはつきりと、国民の血の出るような税金を我々の講習の費用に充てていしものだらうかというようなお話をあつた。それに対して出席しておる組合員が、それならば教員の認定講習の費用は国家の予算でやつておるのにというような質問があつた。それに対して、教員の認定の講習は義務教育を担当しておるのだから、当然であるが、看護婦の講習に国民の血税を充てるということとはどうかと思う。その点皆さんは自費でやることを觉悟してもらわなければならないといふようなことを言われたと聞いておるのでございますが、そういう点はなかつたのでございましょ  
か。

加要求のことについて大体の話を申上げて参りました。ところが大蔵当局では追加を許すということははつきり言つて頂けないのでございます。それから看護婦部会の総会で、自費で以て講習を受けなければならぬことになると言つたという由でございますが、私當日は保健婦部会の代議員として出席しておりますと、看護婦部会の席上にはおりませんでした。私がおりますのにというお話が先だつてございましたが、実は私出席しておりません。このことは御出席の井上先生も御存じだと思います。そういうようなことを申したいたしますと、大変不都合でございますが、その予算をとることがむずかしいと思いますが、そのことにつきましては、ここに速記録の概略がございますから、読ませて頂くことにいたしますが、その予算をとることがむずかしいということを説明するのに、國が使う予算といふものは國民の税金から出るものであつて、予算をとるのは大変だからといふことを説明するために、いろいろと話をしたのだと思いますが、それでも、そういうような言葉を使いましてことは不謹当であつたと思いまます。なお予算のこととござりますが、自費で行くようになるだろうといふようなことは私どもは言つてはおりませんので、それはその人が一人でそう思つたのも知れない、と申しますのは、予算を頂くのは大変面倒なので、ひよつとしたらそういうことになりはないかと思つて、そう言つたのじやないかと思います。実は予算のことにつきましては、大蔵当局との折衝の結果は、私どもはどうしても二十六年の

九月からこれを実施することになつて、おりますけれども、御承知のように二十六年度の予算是既定予算で認められておりまして、これに関する予算是二錢も組んでないわけなのです。ですから追加をお願いに行つたところが、大蔵當局では補正予算の見通しが立つておらないから、あなたのほうに追加を許すということははつきり言えないといふことでございます。何とかしてはつきり言つてもらいたいと思つてねば、つて、大変暇がかかつたのでございませんけれども、それでも本日御報告申上げますまでには追加を確実に認めてやるということは言つて頂けないのでござります。それで仕方がありませんので、思い切つて今まで頂いております既定予算の中から振替えることを認めて頂くよう努めました。そうしたところが看護課の予算是小さな予算でござりますが、その中から使えるものといたしましては、現在行なつております看護婦再教育の講習会の費用、これを振替えることだけが唯一の方法でございました。これまで、二十六年の九月から、私は、認定講習をいたします予算としては、従来の講習会の費用を振替えることにいたしました。

ときでござりますので、私はこの問題はもつと徹底的に調べたいと存するのをございます。なぜかと申しますと、私が完全連絡のない病院へ講演に参りますと、その看護婦さんたちの質問の中には、今度の講習は自費でやることになりますと、どうぞいますね、こういう質問なんですね。或いは折角作つて頂いた法律で国家試験を受けなければ主任級にはなれないのだというようなことが言われておる、或いは国家試験は非常にむずかしいものになるのだ、講習ではございませんから、用家試験を受けたほうがいい、受けることを要とするようなものが流れ来ておるのを強要するようなるものにならぬか、これは言わないと、それが私が連続しておるのでござります。それが私が連続しておるのでござります。それと同時に、全く関係のない病院へ講演にてお聞きいたしましたあとにおいて、そういう質問が出ておりましたので、ここであなたは言わないと、通牒は出さないと言う。おるのでござります。それで、どうやら偽なりやうなことは言わないのでござります。それは大臣が、つまりその報告書でござりますけれども、それにいたしましては、どちらは大臣のその答申報告の上に、私たち大蔵のその答申報告の上に、私たちは大蔵のその答申報告の上に、言葉に対しましても、了解できないようなので、私は受取るのでございまして、私がいたしましてはこの席上で坦々と聞答いたしましても、ほかの委員の方たちにも御迷惑だと存じますので、この点は小委員会も存じさせて貰ふことござりますから、そのほうで徹底的に一つ調べさせて頂きたい。おかげようになります。それから井上さんは幸い助看保協会の会長でおいでござりますが、委員長ども、上さんにも私は責任者としてお伺いしたい点もございますが、委員長どう

○委員長(山下義信君) 只今藤原委  
からの御提案のよう、本問題は小委  
員会に移しまして、小委員会のほう  
御審議になりました結果、必要な証  
等の喚問の事態が発生いたしまし  
ら、本委員会で手続をとることに御  
議ございませんか。

○「異議なし」と呼ぶものあり

○委員長(山下義信君) 御異議ない  
認めます。それでは本問題はこの程  
にいたして置きます。

本委員会に御出席になるよう必要と  
たいと思います。

○委員長(山下義信君) 政府にその旨  
伝達いたします。

○委員長(山下義信君) それでは日程  
に入りまして、医師法、歯科医師法及  
び薬事法の一部を改正する法律案を上  
げいたします。引続いて御審議をお願  
いいたします。

○草葉隆國君 これは午前中懇談のと  
きからもいろいろ御意見もありました  
が、結局先ほど来谷口委員からも、問  
題は誠に慎重を要し重大な問題である  
から、一つの構想の問題についても政  
府は最も慎重妥当な態度をとらにやら  
んというほど慎重を期すべき問題だと  
考えます。従つて三月の二十四日に  
提案されましてから相当な期間を経て  
おりますが、而も参議院が先議とい  
う形で審議が進められて来ておる。  
ということは、今から予想できない状  
態でありますから、会期はすでに  
に第一回の延長をいたして、もう明後  
日で会期は終らうといたしております  
。更に第二回の延長があるかないか  
で、審議でありますから、会期はすで  
に第一回の延長をいたして、もう明後  
日で会期は終らうといたしております  
。更に第二回の延長があるかないか  
といふことは、今から予想できない状  
態でありますので、従つてこの問題  
の参議院としての取扱、この法案の内  
容よりも……、内容につきましては、  
従来相當慎重に取扱つて来た、更に最  
後の場合におきまして参議院として  
先議の立場にあります場合に、この  
法案の取扱をどうするかということが  
一つの重要な問題と存じます。で、こ  
の問題は私どもはいろいろ巷間におき  
ましては意見が分れておるようであり  
ますけれども、厚生委員会におきま  
しては、決してそういう立場ではない  
と存じます。巷間におきましては、如  
きから本案の議事進行に關しまして、本

何にも薬剤師、医師のほうの一つの対  
立のように考えられておる節もありま  
すが、厚生委員会では決してそうい  
う態度は、又審議の上にはとるべきもの  
ではないから、慎重に全委員の総意  
によりまして、国民の納得するような  
立場の方が最も妥当であり、必要で  
はないか、然るに若しやこのまま進ん  
で参りますると、両院、参議院として  
の審議は済みまして、それが会期一  
ぱいになつた場合には、参議院におい  
ての審議の機会が殆んど失しられる、  
殊に先には委員長が、衆議院は少くとも  
数日やはり頂かないと審議が十分で  
きないという御発言も懇談会では出で  
おつたのであります。こういう点を見  
込みながら、これをこのままする／＼  
といたしますと、結局審議未了とい  
うことが前提になつてのことになつて  
しまうことになつて來て、誠に私ども厚生  
委員会としては適当ではないのではないか  
とか考えるのであります。従いまし  
て、これはいろいろな意味から、もう  
少し内容等すべて慎重に審議すべき問  
題と存じますので、この繼續審議と  
いう形をとつて、そうして会期が二十  
八日を以て既に終りまして、或いは  
延長になりましても、このいわゆる医  
薬分業の問題を十分検討しながら、參  
議院としての使命を達する方向で以  
て行くことが最も適当であり、安  
当ではないか、かように考えまして、  
この動議を一つお許り願いたいと思  
います。

○藤原道子君 只今の草葉さんの動議  
に賛成いたします。

○委員長(山下義信君) 只今草葉委員  
が聞えませなんだので、草葉委員の動  
議を決定いたしたのでございます。從

案の審議を繼續審査に付すべきとの動  
議の提出がございました。御異議ござ  
いませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

いましてその手続についてお詫びをい  
たしましたのであります。

○委員長(山下義信君) 採決をいたし  
れども、あなたの賛否がまだありません  
から、それを一つ決定して……。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) 採決について  
ごぞいますか。

○藤森眞治君 発言の許可を求む

ますか。

○委員長(山下義信君) 採決をいたし  
ます。御異議があるようでありますか  
から、採決をいたします。

〔藤森眞治君発言の許可を求む〕

○委員長(山下義信君) 委員長は草葉  
委員の動議は成立いたしましたので、草  
葉委員の賛成がありましたので、草  
葉委員の動議がございませんか。

○委員長(山下義信君) 採決をいたし  
ます。御異議があるようでありますか  
から、採決をいたします。

〔藤森眞治君発言の許可を求む〕

ますか。

○委員長(山下義信君) 採決をいたし  
ます。御異議があるようでありますか  
から、採決をいたします。

〔藤森眞治君発言の許可を求む〕

○委員長(山下義信君) ちよつと待つて、ちよ  
つと待つて……。今、委員長の宣告は  
ちよつとわかりかねます。

○中山善彦君 ちよつと待つて、ちよ  
つと待つて……。今、委員長の宣言は  
ちよつとわかりかねます。

○委員長(山下義信君) ちよつと待つて、ちよ  
つと待つて……。今、委員長の宣言は  
ちよつとわかりかねます。

○藤森眞治君 動議を出して或る一人  
が賛成したので、動議は成立しました  
けれども、動議としては……。併しこ  
れをどうするかということは、これは  
当然賛否を問われなければならんと思  
いますが、又仮に委員長が言われる通  
りにしましても、十分に、今は余り  
早過ぎて電光石火であるから、十分に  
通じおりませんので……。

○石原幹市郎君 委員長、暫時休憩し  
てももらいたい。

○委員長(山下義信君) それではもう  
一度採決をいたします。草葉委員の動  
議は成立いたしております。

○藤森眞治君 ちよつと委員長待つ  
た。

○委員長(山下義信君) ちよつと委員  
長が発言中でござりますから、ちよつ  
とお待ち下さい。草葉委員の動議は成  
立いたしております。従つて本案を繼  
続審査に付すべしとの草葉委員の動議  
に御異議ございませんですか。

○藤森眞治君 三十分钟。

○委員長(山下義信君) 多数でござ  
います。休憩はどのくらい休憩いたしま  
しょうか。御意見ござりますか。

○藤森眞治君 十分程度でいい。

○中山善彦君 大休私は三十分钟と見る  
ことを要求しますが、早く休憩して、

〔採決者多数〕

まとまれば早くやつてもいいのですか  
ら、大体三十分。

○藤原道子君 御意見は開会までにま

とめて来るということになつておつた

のですから、三十分は要らないのじや

ないでしようか。成べく早く……。

○石原幹市郎君 その前に藤森委員か

ら総理の出席の御要求があつて、それ

を取次ぐということを言つておられ

た。これは医薬分業法案の審議に関連

して内閣の責任者の出頭を求められて

ある。要求があつたのであります、が

この問題と、これをここで只今の動議

を採決をする問題との関連はどういう

ふうに考えられますか、如何がでしょ

う、それを聞いてからもやりますか。

○藤森眞治君 私は先ほど申述べたよ

うに、この重大法案を決定するために

はまだ／＼討議を続けなければなら

んと思う。そういうわけで、殊に社会

保障制度の問題については、先ほど申

述べたようないろ／＼な事情があるか

ら、総理の出席を求めたというので、

私はなおこれを審議して行きたいとい

うことと、今すぐこれ結論を聞いて、

或いはすぐ／＼この結論が出るかも

知れない。いろ／＼な場合を総合し

政府委員

厚生政務次官

厚生省公衆衛生局長

厚生省省医務局次長

事務局側

常任委員会専門委員

多田 草間 弘司君  
仁巳君

○委員長(山下義信君) 休憩前に引  
統いて再開いたします。速記をとめ  
て……。

午後三時二十二分速記中止

説明員  
厚生省医務局看護課長 金子 光君  
厚生省医務局薬事課長 中村 光三君

○委員長(山下義信君) 速記を始め  
て……。本日はこの程度で散会いたし  
ます。

午後四時十分散会

出席者は左の通り。

委員長 山下 義信君

委員長 理事

井上 なつゑ君

有馬 英二君

石原幹市郎君

草葉 隆圓君

中山 謹彦君

河崎 銀藏君

長島 ナツ君

藤原 哲治君

常岡 一郎君

藤森 真治君

平澤 長吉君

山口 正義君

久下 勝次君

谷口 朝三郎君

松原 一彦君

五月二十五日本委員会に左の事件を付  
託された。(予備審査のための付託は  
五月十七日)  
一、生活保護法の一部を改正する法  
律案  
一、身体障害者福祉法の一部を改正  
する法律案  
一、児童福祉法の一部を改正する法  
律案

○委員長(山下義信君) 只今休憩時間  
について御意見を求めておりましたので  
ござりますが、約十分間ぐらゐの休  
憩で御異議ありませんか。

○委員長(山下義信君) 十分間休憩を  
いたします。

午後二時五十九分休憩

昭和二十六年六月八日印刷

昭和二十六年六月九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所